障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者

道下　大樹　　原口　一博　　山井　和則
小宮山泰子　　菊田真紀子　　金子　恵美
中島　克仁　　坂本祐之輔　　井坂　信彦
早稲田ゆき　　森田　俊和

衆議院

賛成者

安住　淳　阿部　知子　青柳陽一郎　青山　大人　荒井　優　新垣　邦男　伊藤　俊輔
石川　香織　泉　健太　稲富　修二　梅谷　守　枝野　幸男　おおつき紅葉　小川　淳也
小熊　慎司　小沢　一郎　大河原まさこ　大島　敦　大西　健介　逢坂　誠二　岡田　克也
岡本あき子　奥野総一郎　落合　貴之　鎌田さゆり　神谷　裕　菅　直人　城井　崇
玄葉光一郎　源馬謙太郎　小山　展弘　後藤　祐一　神津たけし　近藤　和也　近藤　昭一
佐藤　公治　櫻井　周　重徳　和彦　階　猛　篠原　豪　篠原　孝　白石　洋一
末次　精一　末松　義規　鈴木　庸介　田嶋　要　堤　かなめ　手塚　仁雄　寺田　学
徳永　久志　中川　正春　中谷　一馬　中村喜四郎　長妻　昭　西村智奈美　野田　佳彦
野間　健　馬場　雄基　伴野　豊　福田　昭夫　藤岡　隆雄　太　栄志　本庄　知史
馬淵　澄夫　牧　義夫　松原　仁　緑川　貴士　森山　浩行　谷田川　元　山岡　達丸
山岸　一生　山崎　誠　山田　勝彦　柚木　道義　湯原　俊二　吉川　元　吉田　統彦
吉田はるみ　米山　隆一　笠　浩史　渡辺　周　渡辺　創

衆議院

重度障がい者就労就学支援法案（概要）

＜正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案＞

【背景】

○　重度訪問介護においては、**職場・学校での介護や通勤・通学における移動中の介護は**、個人の経済活動等に関する支援を公費で負担すべきか又は障がい者を雇用する事業主等が合理的配慮として対応すべきか等の課題があることから、**支援の対象外**とされている。

○　しかしながら、個別給付の支援の内容である排せつや食事の介護は、仕事・勉強をするか否かに関わらず必要な日常生活の介助であり、就労中や在校時にこうした支援を受けるとしても、あくまで日常生活の延長線上にある支援といえるため、個人の経済活動等を公費で支援することにはならないと考えられる。

○　重度訪問介護については、これまで当事者の積極的な運動により支援の拡充が図られた後、支援が後退した経緯がある。一方で、重度訪問介護を必要とする障がい者に対する支援の必要性は高いものがある。そこで、まずは重度訪問介護について支援の拡充を行うべきである。

○　日常生活の延長線上にある支援を拡充していくことが、常時介護を必要とする重度の障がい者であっても働き、学ぶことのできる社会の実現に資することとなる。

【改正の概要】

一　重度訪問介護の定義の改正

職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の対象とするため、**職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の定義に加える。**

【現行のサービス内容】
■居宅：入浴、排せつ、食事等の介護

■外出時における移動中の介護
（通勤・通学を含まない。）

→

【改正後のサービス内容】
■居宅：入浴、排せつ、食事等の介護
■職場・学校：排せつ、食事等の介護
■外出時における移動中の介護
（通勤・通学を含む。）

二　検討

1　政府は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むために必要不可欠な介護が障害者等の必要に応じて切れ目なく提供されることにより障害者等の社会参加の一層の促進を図ることの必要性に鑑み、**重度訪問介護の対象とならない障害者等に対して職場及び学校並びに通勤及び通学における支援を行うこと**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、重度の肢体不自由者その他の障害者等が職場において業務を行うに当たり、障害の特性に配慮した必要な支援を受けられるよう、**障害者等を雇用する事業主に対する支援の拡充**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三　施行期日

令和５年４月１日　※ただし、二の２は公布の日から施行。

＊　**本案施行に要する経費**は、平年度約１８億円の見込み。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案要綱

第一　重度訪問介護の定義の改正

職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の対象とするため、職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の定義に加えること。

（第五条第三項関係）

第二　施行期日

この法律は、令和五年四月一日から施行するものとすること。ただし、第三の二は、公布の日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

第三　検討

一　政府は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むために必要不可欠な介護が障害者等の必要に応じて切れ目なく提供されることにより障害者等の社会参加の一層の促進を図ることの必要性に鑑み、重度訪問介護の対象とならない障害者等に対して職場及び学校並びに通勤及び通学における支援を行うことについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

（附則第二条第一項関係）

二　政府は、重度の肢体不自由者その他の障害者等が職場において業務を行うに当たり、障害の特性に配慮した必要な支援を受けられるよう、障害者等を雇用する事業主に対する支援の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

（附則第二条第二項関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「居宅」の下に「、職場、学校」を加え、「これ」を「これら」に改め、「移動中の介護」の下に「（通勤又は通学における移動中の介護を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が日常生活又は社会生活を営むために必要不可欠な介護が障害者等の必要に応じて切れ目なく提供されることにより障害者等の社会参加の一層の促進を図ることの必要性に鑑み、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第

三項に規定する重度訪問介護の対象とならない障害者等に対して職場及び学校並びに通勤及び通学における支援を行うことについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、重度の肢体不自由者その他の障害者等が職場において業務を行うに当たり、障害の特性に配慮した必要な支援を受けられるよう、障害者等を雇用する事業主に対する支援の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理　由

重度の肢体不自由者等に対する職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の対象とするため、職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の定義に加えるとともに、重度訪問介護の対象とならない障害者等に対する職場及び学校並びに通勤及び通学における支援の実施並びに障害者等を雇用する事業主に対する支援の拡充について必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十八億円の見込みである。

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第五条　〔略〕	第五条　〔略〕
2　〔略〕	2　〔略〕
3　この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、居宅、職場、学校又はこれらに相当する場所として主務省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護（通勤又は通学における移動中の介護を含む。）を総合的に供与することをいう。	3　この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として主務省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。
4～28　〔略〕	4～28　〔略〕

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第五条　〔略〕	第五条　〔略〕
2　〔略〕	2　〔略〕
3　この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、居宅、職場、学校又はこれらに相当する場所として主務省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護（通勤又は通学における移動中の介護を含む。）を総合的に供与することをいう。	3　この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として主務省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。
4～28　〔略〕	4～28　〔略〕